

家庭のゼロエミッション行動推進事業実施要綱

(制定) 平成31年 3月 7日付30環地地第479号決定
(改正) 平成31年 4月12日付31環地地第18号決定
(改正) 令和 2年10月28日付 2環地地第278号決定
(改正) 令和 3年 2月15日付 2環地地第452号決定
(改正) 令和 4年 2月15日付 3環地地第453号決定
(改正) 令和 4年 6月 3日付 4環地地第101号決定
(改正) 令和 4年 9月20日付 4環気家第86号決定
(改正) 令和 4年11月30日付 4環気家第162号決定
(改正) 令和 5年 3月13日付 4環気家第279号決定
(改正) 令和 6年 3月13日付 5環気家第429号決定
(改正) 令和 6年 3月25日付 5環気家第430号決定

第 1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、東京都内（以下「都内」という。）の家庭のエネルギー消費のうち、特に消費量が多い家電等の使用に伴うCO₂排出量を削減するために行う「家庭のゼロエミッション行動推進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第 2 本事業の概要

都内に設置済みの冷蔵庫、エアコン、給湯器又はLED照明器具以外の照明器具から、より省エネ性能の優れた対象家電等への買換えを促進するため、都民が対象家電等を店舗で購入する際に、運営事務局が別に定める手続により予め登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）に付与される東京ゼロエミポイント（以下「ポイント」という。）相当分を販売価格から値引きする。また、長期使用家電からの買換えの場合において、製造年からの経過年数を調査するための費用の一部を登録事業者に助成する。さらに、都が特に省エネルギー性能が高い家電として定めた冷蔵庫又はエアコンを都民が新規に購入し、都内の住宅に設置した場合も、買換えと同様に、店舗で購入する際に登録事業者に付与されるポイント相当分を販売価格から値引きすることで支援する。

登録事業者に付与するポイントは、1ポイント1円相当とし、現金と交換可能なものとして取り扱う。

第 3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 運営事務局 公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）により第4 1に定める方法で選定され、本事業の事務運営を行う事業者

- 2 都民 都内に住所を有する個人であって、その住所を別に定める公的な書類等で証明できる者
- 3 対象家電等 都が別途定める省エネルギー性能が一定水準以上の冷蔵庫、エアコン、給湯器又はLED照明器具
- 4 対象家電等購入者 都内の住宅に設置済みの冷蔵庫、エアコン、給湯器又はLED照明器具以外の照明器具を別に定める期間内に対象家電等買い換え、都内の住宅に設置する都民
- 5 東京ゼロエミポイント 対象家電等及び高効率家電の省エネ性能等に応じ設定され、運営事務局に申請を行った登録事業者に対して付与するポイント
- 6 LED照明器具 発光ダイオードを使用する照明器具
- 7 長期使用家電 製造年から起算して15年以上経過した冷蔵庫及びエアコン
- 8 高効率家電 特に省エネルギー性能が高い家電として第4 3 (3) エに掲げる冷蔵庫又はエアコン

第4 本事業の具体的な内容

1 運営事務局の選定

公社は、運営事務局を公募により選定する。ただし、都が実施期間を延長する場合であって、事業内容に大幅な影響がないときは、公社と運営事務局の協議による。

2 助成対象者

公社は、運営事務局に対し、登録事業者が店舗値引きを行うためのポイント原資、調査費用助成の原資及び事務費に係る助成金を交付する。

3 ポイント付与の概要

(1) ポイントの申請及び付与

ポイントの申請は、運営事務局が別に定める手続により、対象家電等購入者又は高効率家電を購入した都民のいずれかと、登録事業者が共同で行うものとする。具体的な申請手続は、登録事業者が代表して行い、都が別に定める期間内に運営事務局に対しポイントの付与を申請する。

ポイントの申請を行う登録事業者は、共同でポイントの申請を行う対象家電等購入者又は高効率家電を購入した都民に対し、対象家電等又は高効率家電の販売時に、販売価格から付与されるポイント分相当の金額を控除することにより還元する。

当該申請を受けた運営事務局は、当該申請の内容が別に定める要件に適合するか等を審査し、審査の結果適正と認められた場合に、当該申請を行った登録事業者にポイントを付与し、又はポイント数に応じた現金を交付する。

(2) ポイント付与対象製品

ポイント付与の対象となる対象家電等は、次に掲げるとおりとする。

- 一 冷蔵庫 家庭用のもので、新品であり、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく、省エネルギー性能の向上を促すための目標基準を達成すべき年度（以下「目標年度」という。）が2021年度とな

っているもので、省エネ基準達成率が100%以上のもの

- 二 エアコン 家庭用のもので、新品であり、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づく小売事業者表示制度（令和4年9月1日経済産業省告示第162号）に基づく多段階評価点が2.0以上又は通年エネルギー消費効率（APF（JIS C 9612:2013））が5.8以上のものかつ目標年度が2027年度又は2029年度となっているもの
- 三 給湯器 新品であり、次の各号に掲げる給湯器の種類に応じ、当該各号に定める要件を満たすもの
 - ア ヒートポンプ給湯器 JIS C9220に基づく年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.0以上（寒冷地仕様にあつては2.7以上）であること。
 - イ 潜熱回収型ガス給湯器 次のいずれかに該当するものであること。
 - （ア）給湯暖房器にあつては、給湯部熱効率が94%以上であること。
 - （イ）給湯単能器及びふろ給湯器にあつては、モード熱効率が83.7%以上であること。
 - ウ 潜熱回収型石油給湯器 次のいずれかに該当するものであること。
 - （ア）油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が94%以上であること。
 - （イ）石油給湯機の直圧式にあつては、モード熱効率が81.3%以上であること。
 - （ウ）石油給湯機の貯湯式にあつては、モード熱効率が74.6%以上であること。
 - エ 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器 次の全ての要件を満たすこと。
 - （ア）熱源設備として電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器を併用するシステムであること。
 - （イ）貯湯タンクを持つものであること。
 - （ウ）年間給湯効率（JGKAS A705）が102%以上であること。
- 四 LED照明器具 新品であり、屋内に固定して使用するもの（シーリングライト等で運営事務局が認めるものをいい、容易に持ち運ぶことができる一般的なコンセント型のものを除く。）であること。

(3) ポイント数

付与するポイント数は次のとおりとし、助成対象となる対象家電等又は高効率家電の購入費用（以下「購入費用」という。）を超えない範囲において付与する。また、購入費用について国又は他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合にあつては、ポイント数と当該補助金の額の合計が購入費用を超えない範囲において、ポイントを付与する。

ア 冷蔵庫、エアコン又は給湯器の買換えの場合（ウに掲げる場合を除く。）

ポイント付与対象者に付与するポイント数は、次表第1欄に掲げる対象家電等の種類及び省エネルギー性能並びに同表第2欄に掲げる対象家電等の冷房能力又は定格内容積に応じ、同表第3欄に掲げるポイント数とする。

対象家電等の種類及び省エネルギー性能	対象家電等の冷房能力又は定格内容積	ポイント数
--------------------	-------------------	-------

省エネルギー基準達成率 100%以上の冷蔵庫	2510未満	14,000ポイント
	2510以上5010未満	16,000ポイント
	5010以上	26,000ポイント
多段階評価点が2.0以上 2.9以下（A P F 5.8以上 6.5以下）のエアコン	2.4kW未満	9,000ポイント
	2.4kW以上3.6kW未満	10,000ポイント
	3.6kW以上	23,000ポイント
多段階評価点が3.0以上 （A P F 6.6以上）のエア コン	2.4kW未満	15,000ポイント
	2.4kW以上3.6kW未満	18,000ポイント
	3.6kW以上	23,000ポイント
給湯器	—	12,000ポイント

イ LED照明器具への買換えの場合

ポイント付与対象者に付与するポイント数は、次表第1欄に掲げる対象家電等の種類及び同表第2欄に掲げるポイント付与対象事由に応じ、同表第3欄に掲げるポイント数とする。

対象家電等の種類	ポイント付与対象事由	ポイント数
LED照明器具	LED照明器具購入	4,000ポイント
	LED照明器具購入に加え取 換え作業費が発生する場合	6,000ポイント

ウ 冷蔵庫、エアコンの買換えであって、買換え前の冷蔵庫、エアコンが長期使用家電に 該当する場合

ポイント付与対象者に付与するポイント数は、次表第1欄に掲げる対象家電等の種類及び省エネルギー性能並びに同表第2欄に掲げる対象家電等の冷房能力又は定格内容積に応じ、同表第3欄に掲げるポイント数とする。

対象家電等の種類及び省 エネルギー性能	対象家電等の 冷房能力又は定格内容積	ポイント数
省エネルギー基準達成率 100%以上の冷蔵庫	2510未満	14,000ポイント
	2510以上5010未満	25,000ポイント
	5010以上	40,000ポイント
省エネルギー基準達成率 105%以上の冷蔵庫	1010以上2510未満	20,000ポイント
	2510以上5010未満	40,000ポイント
	5010以上	80,000ポイント
多段階評価点が2.0以上 2.9以下（A P F 5.8以上	2.4kW未満	20,000ポイント
	2.4kW以上3.6kW未満	30,000ポイント

6.5以下) のエアコン	3.6kW以上	40,000ポイント
多段階評価点が3.0以上 (A P F 6.6以上) のエ アコン	2.4kW未満	50,000ポイント
	2.4kW以上3.6kW未満	60,000ポイント
	3.6kW以上	70,000ポイント

エ 高効率家電を新規に購入し、都内に設置した場合（アの買換えに該当しない新規購入の場合に限る）

ポイント付与対象者に付与するポイント数は、次表第1欄に掲げる対象家電等の種類及び省エネルギー性能に応じ、同表第2欄に掲げるポイント数とする。

対象家電等の種類及び省エネルギー性能	ポイント数
省エネルギー基準達成率105%以上の冷蔵庫	5,000ポイント
多段階評価点が3.0以上（A P F 6.6以上） のエアコン	10,000ポイント

（4）併給の禁止

対象家電等の購入費用について、都及び公社の他の同種の助成金等の交付を受けている場合は、ポイント付与の対象としない。

（5）その他

ア 運営事務局が実施するポイント付与等の事務の詳細及びポイント申請に係る必要書類、申請期間等については、それぞれ別に定めるものとする。

イ 対象家電等の買換え及び高効率家電の新規購入時期については、領収書又はその購入の事実を証する書類に記載された領収日を基準とする。

4 調査費用への助成

登録事業者は、3（3）ウに該当する長期使用家電からの買換えの申請を行う場合、買換え前の冷蔵庫又はエアコンについて製造年からの経過年数を調査するための費用として、買換え1件ごとに5,000円を申請することができる。

調査費用の申請については、別に定める期間内に、ポイント付与申請と合わせて登録事業者が運営事務局に申請するものとする。

当該申請を受けた運営事務局は、当該申請の内容が別に定める要件に適合するか等を審査し、審査の結果適正と認められた場合に、調査費用を助成する。

第5 本事業の実施体制

本事業の実施体制は次のとおりとする。

- 1 都は、公社に対し、第4 3の規定によるポイント原資、調査費用助成の原資及び運営事務局の事務費として出えんを行うものとする。

- 2 公社は、前項の規定による出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 公社は、運営事務局に対し、ポイント原資、調査費用助成の原資及び事務費に係る助成金を交付し、都と連携の上、運営事務局の指導監督を行う。
なお、都及び公社が、必要があると認める場合において、運営事務局に対する助成金は、概算払をすることができる。
- 4 運営事務局は、本事業の事務運営を行う。
- 5 都は、1の規定による出えん金のほか、公社に対し、本事業の実施に要する費用について、都の予算の範囲内において、事務費補助金として公社に支払うものとする。

第6 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、次の各号のとおりとする。

- 1 登録事業者によるポイント付与申請及び調査費用の申請の募集は、令和6年10月1日から令和9年3月31日まで行う。ただし、高効率家電の新規購入に対するポイント付与申請の募集は、令和6年10月1日から令和8年3月31日まで行う。
- 2 登録事業者へのポイントの付与等、運営事務局への支払業務等については、令和6年10月1日から令和9年度まで行う。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（平成31年3月7日付30環地地第479号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月12日付31環地地第18号）

この要綱は、平成31年4月16日から施行する。

附 則（令和2年10月28日付2環地地第278号）

この要綱は、令和2年11月2日から施行する。

附 則（令和3年2月15日付2環地地第452号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月15日付3環地地第453号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月3日付4環地地第101号）

この要綱は、令和4年6月15日から施行する。

附 則（令和4年9月20日付4環気家第86号）

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年11月30日付4環気家第162号）

この要綱は、令和4年12月15日から施行する。

附 則（令和5年3月13日付4環気家第279号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月13日付5環気家第429号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月25日付5環気家第430号）

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。ただし、運営事務局の公募、登録事業者の登録等に係る事務については令和6年4月から行うものとする。
- 2 令和6年9月30日までに購入した対象家電等に係る本事業の手續については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。